

(素案)

写

第3次
新温泉町行財政改革大綱



平成26年 月

新温泉町

目 次

第 1	行財政改革の必要性	1
1	これまでの取組	1
2	改革の必要性	1
第 2	行財政改革の基本方針と推進期間	2
1	基本的な考え方	2
2	基本方針	2
3	推進期間	2
	【基本方針と重点項目 体系図】	3
第 3	行財政改革の基本方向と重点項目	4
1	住民との協働の深化	4
2	自立した財政運営の推進	4
3	良質な行政運営の推進	6
4	行政運営力の強化	7
第 4	推進体制と進行管理	8
1	実施計画の策定	8
2	推進体制と進行管理	8
第 5	資料編	10
1	用語解説	10

第1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組

本町は、平成17年10月1日の2町合併で築いた行政運営基盤のメリットを最大限に引き出し、将来にわたる強固な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立するため、平成18年12月に行財政改革大綱及び行財政改革実施計画を策定、さらに、平成22年2月には第2次行財政改革大綱及び第2次行財政改革実施計画を策定し、計画的に行財政改革の推進に取り組んできました。

これまでの主な取組としては、人件費・職員数の削減、補助金の整理合理化、組織・機構の見直し、行政評価^{*1}の活用による事務事業の見直し等を実施し、行政経費の削減に努めてきました。また、行政経費の削減と並行して、起債依存の建設事業を抑制したことにより、財政指標の1つである実質公債費比率^{*2}が、起債発行時に県の許可が不要となる18%未満の数値に改善されるなど、行財政運営の健全化にも努めてきました。

2 改革の必要性

本町の財政状況は、歳入の根幹をなす税収入が、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口^{*3}の減少や地方の景気回復が遅れている現状の中で、今後も急速な回復が期待できない状況にあるほか、歳入の約2分の1を占める普通交付税においては、町合併に伴う特例措置が平成28年度から平成32年度までの5年間で段階的に縮減され、平成33年度には完全に終了となることに加えて、人口減少による減額等も見込まれることから、さらに厳しい状況が続くと予想されます。

また、歳出においては、社会保障関係経費の増加や施設の維持補修経費の増加が見込まれるほか、少子高齢化対策、防災対策、エネルギー・環境対策などの行政課題への対応や複雑・多様化する住民ニーズへの的確な対応が求められており、今後は、減収が見込まれる歳入に応じた歳出規模へと予算規模を縮小しながら、新規施策の充実を図る必要があります。

このようなことから、町の将来像である「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」を実現するためには、引き続き、将来にわたる持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制を確立させるための取組が不可欠であり、そのためには、改革と改善を繰り返しながら、継続して行財政改革の着実な推進を図る必要があります。平成27年度以降の新たな指針となる第3次行財政改革大綱の策定が求められます。

第2 行財政改革の基本方針と推進期間

1 基本的な考え方

行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後ますます増加する新たな行政課題や住民ニーズに対応しながら、これまでの個々の行政サービスの水準を維持するためには、さらなる行財政改革が必要となります。

これまでの行財政改革では、人件費や経費の削減を中心とした量的な改革を重視した取組により、行政運営のスリム化に一定の成果を挙げてきましたが、今後は、それに加えて住民満足度を高める質的な改革を重視した取組の充実が求められます。

そのため、第3次行財政改革大綱においては、第2次行財政改革大綱の基本姿勢である「住民の参画^{※4}と協働^{※5}」を継承しながら、新たに、「量と質の改革による住民満足度の向上」を基本姿勢として、行財政改革に取り組みます。

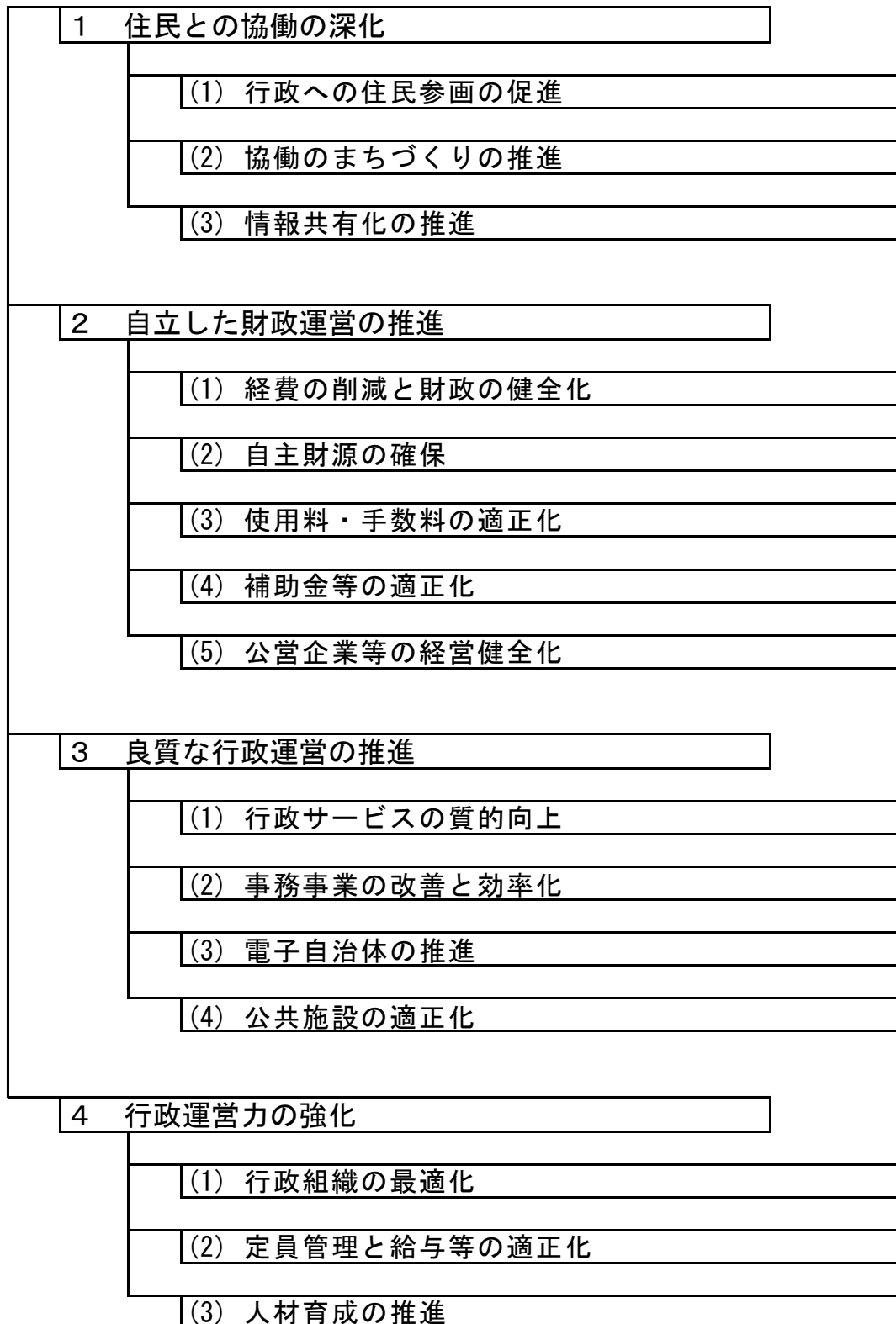
2 基本方針

- (1) 住民との協働の深化
- (2) 自立した財政運営の推進
- (3) 良質な行政運営の推進
- (4) 行政運営力の強化

3 推進期間

この大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

【基本方針と重点項目 体系図】



第3 行財政改革の基本方向と重点項目

1 住民との協働の深化

住民と行政がお互いにその役割と責任を担いながら、連携と協働をさらに進めるとともに、多様な主体との対等な立場でのパートナーシップ^{*6}を確立し、住民協働による住民満足度の高いきめ細やかな施策を推進します。

また、透明性が高く信頼される行政を実現するため、町政に関する情報を積極的に発信し、住民との情報共有を進め、住民参画の拡大や住民意見の反映に努めます。

(1) 行政への住民参画の促進

住民参画は、その制度が住民に浸透し、実際に多くの人が参画するものでなければ、その目的である地域課題の解決や魅力あるまちづくりにつながらないため、参画の機会となる住民参画制度の普及をさらに進めるとともに、より開かれた仕組みとして、制度の充実と積極的な活用を図ります。

(2) 協働のまちづくりの推進

社会や経済の成熟化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、住民ニーズが複雑・多様化する中、行政の限られた財源と人材のもと、魅力あるまちづくりを進めるためには、住民、地域団体、事業者、ボランティア、NPO^{*7}などの多様な主体と行政が、それぞれの特性に応じて役割を分担し、連携・協働する必要があるため、その役割を明確にして、地域課題の解決や地域資源の有効活用に向けた知恵を出し合い、創意と工夫によるまちづくりを進めます。

(3) 情報共有化の推進

住民との協働を進めるうえで、町政のさまざまな情報を住民に公開し、共有することは、住民が町政に参画するための必要不可欠な土台であるため、行政の保有する情報を積極的に公開・提供し、住民の行政への関心を一層高めるとともに、住民と行政がともにまちづくりに取り組む風土を醸成します。

2 自立した財政運営の推進

社会保障関係経費の増加や合併特例措置の終了を見据え、将来にわたる持続可能な財政基盤を確立し、自立した財政運営を展開するため、引き続き、経費の削減と自主財源の確保に努めるとともに、行政サービスの提供について、受益と負担の適正化を図ります。

また、町財政の健全性を維持するため、財政健全化法に基づく適切な財務状況の管理に努めます。

(1) 経費の削減と財政の健全化

人件費を含む経費全般について、引き続き、経費の削減に努めるとともに、行政評価を活用し、重要施策等への予算配分の重点化を図るなど、限られた財源の効果的配分に努めます。

また、当面する財政需要に的確に対応するため、財政運営の指針となる財政計画を毎年策定し、財政健全化に向けた規律ある財政運営を推進します。あわせて、住民に町財政への理解を深めてもらうため、財政計画、財務諸表等をわかりやすく公表します。

(2) 自主財源の確保

町の重要な財源であり、歳入の根幹をなす税収入の確保に向け、納付環境の充実に努めながら滞納整理を着実に実施し、収納率の向上を図るとともに、町有財産の有効活用や未利用地の売却処分等により、歳入に対する自主財源比率の向上に努めます。

(3) 使用料・手数料の適正化

使用料・手数料においても、収納率の向上を図るとともに、受益者負担の原則のもと、消費税や物価変動、近隣市町との均衡等を勘案して、定期的に負担水準の見直しを行い、適正化を図ります。あわせて、減免基準についても見直しを行います。

(4) 補助金等の適正化

補助金等は、町の基本施策を実現するための手段として補完的な役割を果たしており、第1次行財政改革においては、「補助金の整理合理化方針」に基づき、その見直しを実施しましたが、将来の財政状況を見据えると、再度の見直しが必要であるため、改めて、制度創設時の社会的背景と現状との比較分析、公的負担の是非や補助効果などを検証し、適正な運用に努めます。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業、特別会計を問わず全ての会計において健全化が求められており、赤字を抱える会計については、計画的な負債の解消に努めます。

また、各会計の運営については、独立採算を基本として、長期的な視点に立った経営基盤の強化と行政サービスの向上に努め、適切な会計運営を行うとともに、一般会計からの繰出金の適正化に努めます。

3 良質な行政運営の推進

複雑・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、限られた財源と人材を効果的かつ効率的に活用するため、各種計画に基づく計画的な行政運営を進めながら、行政評価システムによる事務事業の見直しを行います。

また、住民サービスの向上につながる業務改善や高度情報通信技術を活用したサービスの提供に努めるとともに、公共施設の適正な管理運営を進めます。

(1) 行政サービスの質的向上

住民ニーズが複雑・多様化する中、行政サービスにおいても、地域の特性に応じたより一層のきめ細やかな対応が求められるため、引き続き、住民ニーズの的確な把握に努めながら、迅速に対応できる体制を維持し、あわせて、職員の接遇、来庁者の利便性の向上や住民生活に関連の深いサービスの充実を図るなど、質の高い行政サービスの提供を進めます。

(2) 事務事業の改善と効率化

限られた財源の中で多様化する住民ニーズに対応するため、行政評価の活用による既存事業の見直しや重複・類似事業の整理統合など、事務事業の改善を図るとともに、重要施策の選択と集中を進め、効果的な予算配分に努めます。

また、事務事業の効率化を図るため、行政サービスの水準を維持しながら行政責任を確実に果たすことに留意して、民間委託、指定管理者制度^{※8}の活用を推進します。

(3) 電子自治体の推進

高度情報通信技術を積極的に活用し、住民満足度の高い快適な行政サービスを提供するとともに、庁内の内部管理システム機能やデータベースを最大限に活用し、業務の効率化と迅速化、職員間の情報共有を進め、意思決定と実行のスピードアップを図ります。

あわせて、情報に対する職員の管理意識を徹底し、情報の取り扱いに関する安全性や個人情報の保護についても、十分に配慮を行います。

(4) 公共施設の適正化

合併前の旧町で整備された様々な分野の公共施設において、老朽化の著しい施設、用途が重複する施設、利用率が低い施設等が存在し、多額の維持管理経費が課題となっています。

また、高度経済成長期に集中的に整備された社会基盤施設においても、その老朽化対策が喫緊の課題となっているため、全ての公共施設において、経

費の削減、使用料の見直し、指定管理者制度への移行等を進めるとともに、施設の統廃合を含めた適正配置とあわせて、計画的・効率的な更新と適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

4 行政運営力の強化

行政を取り巻く環境が大きく変化する中、将来にわたり安定した行政サービスが提供できる体制や仕組みを構築するため、多様化する住民ニーズに対応できる組織体制を維持しながら、定員管理の適正化に努めます。

また、職員一人ひとりが担う業務が増大し、職員の能力向上がますます重要となるため、職員の意識改革を促すとともに、人材育成による全職員の能力向上を図ります。

(1) 行政組織の最適化

多様化する住民ニーズや地方分権改革など、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、住民にわかりやすく、簡素で効率的な組織体制を維持するとともに、組織の機能強化を図るため、継続的な点検を行います。

(2) 定員管理と給与等の適正化

事務事業の見直しと組織の効率化により、引き続き、職員数の抑制を図りながら、新たな住民ニーズに対しては、適切な職員配置を行い、定員の適正化に努めます。あわせて、職員の能力主義を推進しながら、総人件費の抑制を図ります。

また、事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、業務内容に応じて、再任用職員や臨時職員等の定員外職員を適切に配置するなど、行政課題を的確に捉えた多様な人材活用に努めます。

職員の給与等については、国、県や他の自治体の状況、民間の給与水準との均衡を図るとともに、町財政の状況を考慮しながら、適正な水準となるよう努めます。

(3) 人材育成の推進

さまざまな行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりの能力向上が重要であるため、職員の能力開発のための多様な研修を実施し、中堅・若手職員の政策形成能力や管理職員のマネジメント能力など、職務に応じた能力の向上に努め、全職員の能力底上げを図ります。

あわせて、職員の意識改革を図りながら、やる気と活気のある職場づくりに努め、コンプライアンスを基本とする住民本位の信頼される人材育成を進めます。

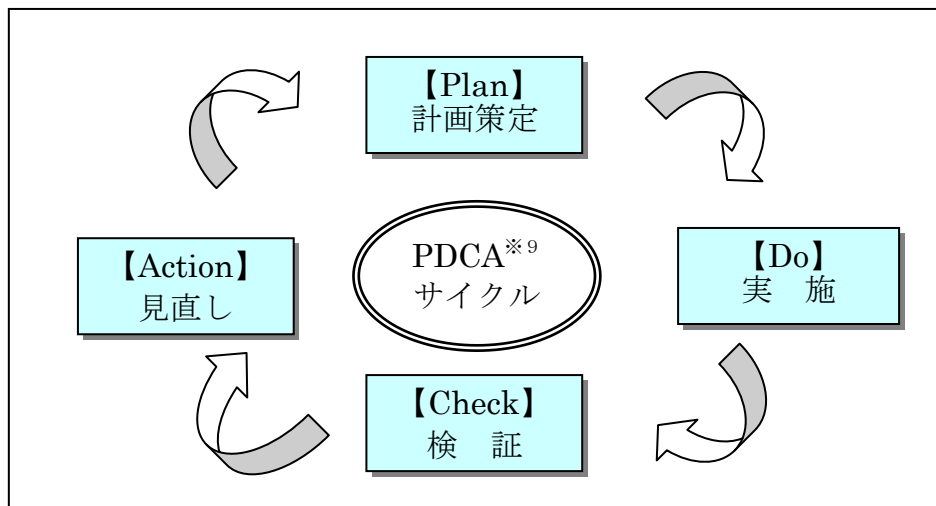
第4 推進体制と進行管理

1 実施計画の策定

本大綱の構想達成に向けた改革施策の着実な推進を図るため、5カ年を計画期間とする実施計画を策定します。実施計画については、毎年度、その進捗状況や効果等の検証を行い、進行管理を行います。

2 推進体制と進行管理

行財政改革の推進にあたっては、行財政改革推進本部を中心に全庁的に取り組みます。実施計画については、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルを確立します。



(1) 行財政改革推進本部

行政全体で一体的に行財政改革を推進するため、町長を本部長とする行財政改革推進本部を中心として、全庁的に行財政改革の推進を図ります。同本部は、毎年度、行財政改革大綱及び実施計画の進捗状況を調査、点検し、各課及び関係職員に助言、指示等を行うとともに、改革目標達成に向けての進行管理を行います。

(2) 行財政改革推進プロジェクトチーム

全ての部署若しくは複数の部署において取り組むべき課題、又は専門的な知識を要する課題については、必要に応じて行財政改革推進本部の中から行財政改革推進本部長が任命した者と、職員の中から同本部長が任命した者をもってプロジェクトチームを組織し、課題解決に向けた調査・検討を行います。

す。また、関係部署は、資料提供など、プロジェクトチームの取組に積極的に協力します。

(3) 行財政改革推進委員会（有識者及び公募の委員の15名以内からなる住民組織）

行財政改革の進捗状況の点検や新たな改革に向けての意見の提出など、住民の立場から行財政改革の実施状況を検証します。また、必要に応じて担当課長等の意見を聴くほか、町長に建議します。

(4) 進捗状況の公表

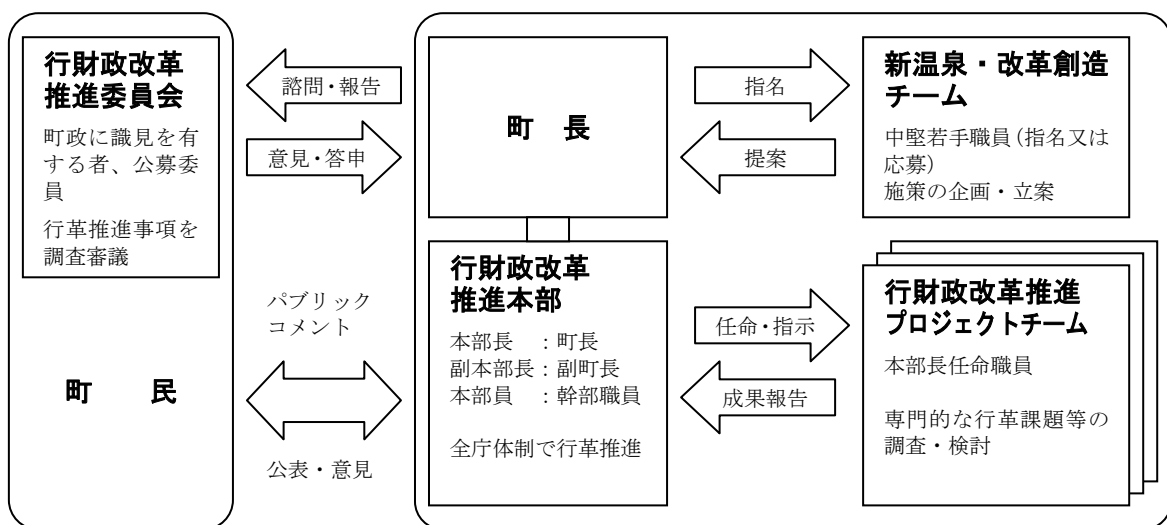
実施計画を着実に推進するため、その進捗状況を行財政改革推進委員会に報告するとともに、広報、ホームページ等を通じて広く住民に公表し、住民からの幅広い意見・提案を聴くことに努め、行財政改革に反映させていきます。

(5) 大綱の見直し

今後の社会経済情勢の変化に伴い、新たに顕在化する行政課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、期間内においても必要に応じて大綱の見直しを行います。

また、大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、その都度検討し実施していきます。

< 新温泉町行財政改革推進体制 >



※新温泉・改革創造チーム：中堅若手職員による政策研究グループ

第5 資料編

1 用語解説

※¹行政評価

行政が実施する事業や施策について、その実施状況や成果の評価を行い、必要性や有効性等を分析する制度。これにより、計画の進行管理や事務事業の見直しなどに活用できる。

※²実質公債費比率

町の実質的な借金が財政規模に占める割合。25%以上35%未満の団体は一部起債の制限を受け、35%以上の団体は大幅な起債の制限を受ける。

※³生産年齢人口

人口の年齢構造は、経済活動の見地から、年少人口、生産年齢人口、老年人口に分けられる。生産年齢人口は、労働市場にあらわれる可能性を含む人口で、15歳以上65歳未満の人口のこと。

※⁴住民の参画

町の政策立案、施策の実施等にあたって、広く住民の意見を反映させるとともに、住民と行政がともにまちづくりを進めることを目的として、住民が町政に参加すること。

※⁵協働

住民と行政が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決（まちづくり）に向けて協力してともに働くこと。

※⁶パートナーシップ

対等で協力的な関係、協働関係のこと。

※⁷NPO (Non-Profit Organization 民間非営利団体)

営利を目的とせず、社会貢献や慈善活動を行う民間や一般住民によって構成された活動組織のこと。非営利とは、利益が出ても団体の中で分配せず、次の活動のために使うという意味（NPO法 平成10年3月成立）

※⁸指定管理者制度

従来、地方公共団体の公の施設の管理は、委託の方式で町の一定の出資法人、公共団体及び公共的団体しか委託できなかったが、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が特定の権限の付与も含め、管理を代行する制度。株式会社等の民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等でも行える。（地方自治法 平成15年6月改正）

※⁹PDCAサイクル

Plan（計画策定）、Do（実施）、Check（検証）、Action（見直し）の頭文字だ

けを揃えたもので、これら4つのステップを一つのプロセスとして捉え、組織を運営していくことで継続的な改善を図ろうとするマネジメントの考え方